明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○気象業務法施行規則の一部を改正する省令（国土交通三三）　二

○航空法施行規則の一部を改正する省令（同三四）　二

〔告　示〕

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により適格都道府県センターの認定を行った件（国家公安委一六）　三

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁三〇）　三

○登録証明機関を登録した件（総務二一三）　三

○特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件（同二一四）　三

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の規定により適格都道府県センターの認定を行った件（国家公安委一六）　三

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁三〇）　三

○登録証明機関を登録した件（総務二一三）　三

○特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件（同二一四）　三

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件（同二一五）　三

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件（同二一六）　三

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき同条第一号に掲げる処分について告示する件の一部を改正する件（同二一七）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務一七三）　三

○薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働一六三）　四

○健康保険組合の設立を認可した件（同一六四）　四

○健康保険組合の解散を認可した件（同一六五）　四

○健康保険組合の合併を認可した件（同一六六）　四

○健康保険組合の名称を変更した件（同一六七）　四

○健康保険組合の従たる事務所を廃止した件（同一六八）　四

○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同一六九）　四

○保安林の指定をする件（農林水産一五五八、一五五九）　六

○係留施設の使用に関する私設信号の一部を改正する件（海上保安庁一〇五）　七

○水路測量の実施に関する件（同一〇六）　七

○道路に関する件（東北地方整備局一三九～一四一）　八

○道路に関する件（関東地方整備局二六一）　八

○道路に関する件（沖縄総合事務局一九～二七）　八

〔国会事項〕

内閣　財務省　防衛省　九

〔人事異動〕

内閣　財務省　防衛省　九

〔皇室事項〕

一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の登録（国土交通省）　一〇

登録安全担当者講習実施機関の登録（同）　一〇

甲種危険物等取扱責任者登録消防講習実施機関の登録事項の変更（同）　一〇

甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の登録事項の変更（同）　一〇

登録安全担当者講習実施機関の登録事項の変更（同）　一〇

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、金融商品取引業者の登録取消し処分、公示送達関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

特殊法人等

企業年金基金変更関係　二九

会社その他　三〇